

## 令和2年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和3年7月1日  
公正取引委員会

### 1 重点的な取組【少額随意契約の更なる改善】

少額随意契約の更なる改善のため、平成28年度末から導入を開始したオープンカウンター方式による調達を積極的に実施することとしており、令和2年度においては、32件（契約業者なしとなった案件を含む。）実施した（令和元年度は31件）。

令和2年度のオープンカウンター方式による調達の1件当たりの競争参加者は平均約11者で、令和元年度の平均約7者を上回った。また、32件中6件について、令和元年度までは受注のなかった業者が契約者となっており、オープンカウンター導入前に比べて競争性の向上が図られている。さらに、令和2年度において前年度と発注内容が類似している調達案件が10件あり、このうち9件において前年度に参加していなかった業者が参加しており、競争性の確保が図られている。

### 2 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

ア 入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者に対するヒアリング結果等を踏まえ、公告期間の確保等に努めたところ、令和2年度に実施した入札48件（不落となった案件を含む。）のうち45件（93.8%）が複数者応札であった。また、令和2年度の一者応札は3件となり、前年度の8件を下回った。

イ 令和2年度の同種の入札案件には、直前の入札が一者応札であった案件が4件あったが、令和2年度に一者応札の改善のための取組を記載したチェックリストに基づき、入札公告の時期を早める、公告期間の確保、参考見積先を多くして入札参加を呼び掛けるなどしたところ、2件について一者応札が改善され複数者応札となった。

また、残りの2件は一者応札であったものの、うち1件は直前の入札と異なる業者が応札して契約した。

#### (2) 地方支分部局等における取組の推進

これまで共同調達を実施していなかった1地方出先機関において、同じ地域に所在する他省庁の地方支分部局との間で、令和2年度にコピー用紙の共

同調達を開始した。これにより、令和2年度は、地方出先機関全7か所において、同じ地域に所在する地方支分部局との間で事務用品等の共同調達を実施した。

共同調達を開始した地方出先機関は、コピー用紙の調達について、令和元年度と比較して、1箱当たりの単価が、A4サイズ用紙で平均約6%、A3サイズ用紙で平均約10%の削減ができた。

以上



その他の取組

様式 2

調達改善計画		令和2年度末自己評価結果（対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
			定量的	定性的
1 随意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施 ・ 随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施（チェックシートを活用）	継続		—	—
2 契約の事後検証の実施 ・ 少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施 ・ 契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善	継続		—	—
3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・ 費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施	継続		—	—
4 国庫債務負担行為の活用 ・ 情報システム関係の調達を主として、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施	継続		—	—
5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・ 職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示	継続		—	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【池谷 修一（公認会計士）】 意見聴取日【令和3年6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 少額随意契約について、オープンカウンター方式を積極的に活用し、成果を挙げているか。また、オープンカウンターの実施において問題点がある場合、改善しているか。</p>	<p>○ 定量的分析も分かりやすく、オープンカウンター方式を積極的に実施し成果を上げていると認められる。</p> <p>一方、今回契約業者なしとなった案件の検討及び対応が望まれる。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保に努めながら、参加業者数等の検証を行うなど、調達の実施状況を踏まえて、引き続き、競争性の確保に努める。</p> <p>契約業者なしとなった案件については、仕様書を手入力したが見積り合わせに参加しなかった複数の業者に理由を問い合わせたところ、これらの案件は、パソコン周辺機器の調達であり、コロナ禍による一部の物品の品不足が原因とみられたことから、当該物品を仕様書から除外して見積り合わせを再度行う、又は、見積り合わせの時期を再検討するといった対応をした。</p>
<p>○ 一者応札について、応札した業者及び入札説明書を取り寄せたが応札しなかった業者からのヒアリングを踏まえ、チェックリストを作成し入札に活用する等の取組は、競争性の向上につながるものとなっているか。</p>	<p>○ 定量的分析も分かりやすく、過去の経験に基づくチェックリストも成果の持続性向上に大きく貢献すると評価する。</p> <p>今年度の改善成果及び課題分析（一者応札になった2件の分析結果）によるチェックリストの充実を期待する。</p>	<p>○ 引き続き、一者応札の要因分析を行い、一者応札とならないよう取り組む。また、連続して一者応札となった案件については、契約監視委員会の審議対象とし、同委員会での指摘を踏まえて改善に取り組む。</p>

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 契約監視委員会の審議対象案件は、的確に抽出されているか。また、審議結果は、有効にいかされているか。</p> <p>○ 地方事務所における共同調達拡大を図る取組について、どのような拡大を検討すべきか。</p>	<p>○ 「一者応札の要因分析一覧」に基づくチェックリストは過去の経験則をいかすのに有効であると高く評価する。</p> <p>一方、市場経済は日々変化する（現在は継続するコロナ禍）ので、継続的分析による流動的な市場対応も不可欠である。</p> <p>○ 改善による成果は、年度単位では大きな金額にならないかもしれないが、毎年継続し累計される点では重要である。</p> <p>共同調達のコスト面の分析によるミニマイズ、有効な方策の横展開を検討していくべきである。</p>	<p>○ 引き続き、一者応札となった案件の要因を分析し、事案に応じた改善方法を検討して取り組む。また、契約監視委員会の指摘を踏まえて適切な調達に努める。</p> <p>○ 共同調達について、費用対効果を考慮した上で、新たな品目等の実施を検討する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中村 豪（東京経済大学 経済学部 教授）】 意見聴取日【令和3年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 少額随意契約について、オープンカウンター方式を積極的に活用し、成果を挙げているか。また、オープンカウンターの実施において問題点がある場合、改善しているか。</p> <p>○ 一者応札について、応札した業者及び入札説明書を取り寄せたが応札しなかった業者からのヒアリングを踏まえ、チェックリストを作成し入札に活用する等の取組は、競争性の向上につながるものとなっているか。</p> <p>○ 契約監視委員会の審議対象案件は、的確に抽出されているか。また、審議結果は、有効に生かされているか。</p> <p>○ 地方事務所における共同調達拡大を図る取組について、どのような拡大を検討すべきか。</p>	<p>○ 新規の応札者が一定数みられ、競争性の維持・向上に役立っているといえる。引き続き多様な応札者の開拓につながるよう、取組を継続されるのがよいと考えられる。</p> <p>○ 潜在的な参加者がより応札しやすい工夫を探る上で、ヒアリングに基づくチェックリストの作成は意義があると考えられる。ただし、一者応札となる理由が公告のあり方等では対応し切れないものである場合、より根本的な対応を検討する必要もあるのではないか。</p> <p>○ 課題抽出は的確であると考えられる。</p> <p>○ 省庁によらず汎用性の高いもの、単独で発注しようとする応札者が余り多くならないものなどは、共同調達で発注ロットを大きくすることが有効かもしれない。</p>	<p>○ 引き続き、参加業者等の検証を行うなど調達の実施状況を踏まえて、競争性の確保に努める。</p> <p>○ 引き続き、チェックリスト等を活用し、応札しやすいように工夫する。一者応札となった案件については、契約監視委員会の審議対象とし、同委員会の指摘を踏まえて改善に取り組む。また、応札できる業者が限られるような案件の場合は、より多くの業者が応札できるよう、発注内容の見直しを検討する。</p> <p>○ 引き続き契約監視委員会の指摘を踏まえて適切な調達に努める。</p> <p>○ 共同調達について、費用対効果を考慮した上で、新たな品目等の実施を検討する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【南島和久（新潟大学 法学部 教授（副学部長）】 意見聴取日【令和3年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 少額随意契約について、オープンカウンター方式を積極的に活用し、成果を挙げているか。また、オープンカウンターの実施において問題点がある場合、改善しているか。</p> <p>○ 一者応札について、応札した業者及び入札説明書を取り寄せたが応札しなかった業者からのヒアリングを踏まえ、チェックリストを作成し入札に活用する等の取組は、競争性の向上につながるものとなっているか。</p> <p>○ 契約監視委員会の審議対象案件は、的確に抽出されているか。また、審議結果は、有効にいかされているか。</p> <p>○ 地方事務所における共同調達の拡大を図る取組について、どのような拡大を検討すべきか。</p>	<p>○ 競争性・透明性の向上の効果が確認できることから、当面、有効な手段として捉えることができる。</p> <p>○ 原因の検証、チェックリストの活用等の取組は実際の競争性の向上に着実に貢献している。著作権がらみの案件については技術的な難しさもあるということであった。実務上のコストも考慮したい。</p> <p>○ これまでの公正取引員会側の対応は適切かつ妥当なものである。</p> <p>○ 共同調達は一定の効果があるが、画一的に拡大するのではなく各事務所の規模も考慮しつつ適正な業務負担の上で実施するよう努められたい。</p>	<p>○ 引き続き、オープンカウンター方式による調達の実施状況を踏まえて、品質の確保に努めながら、競争性の確保に努める。</p> <p>○ 引き続き、一者応札の要因分析を行い、一者応札とならないよう取り組む。                  また、クリッピング業務に関しては、著作権についての許諾の取得が困難、かつ、時間等を要する事情があるほか、人員の確保、納入時間への対応等の要因も検討する必要がある。他方、外注したことにより広報担当職員の作業負担が軽減し、午前10時頃には事務総局内で成果物を共有できている。これらの状況も踏まえて次回の契約監視委員会の審議対象とし、同委員会での指摘を踏まえて改善に取り組む。</p> <p>○ 引き続き契約監視委員会の指摘を踏まえて適切な調達に努める。</p> <p>○ 共同調達について、費用対効果を考慮した上で、新たな品目等の実施を検討する。</p>



一者応札の要因分析一覧

No.	件名	落札方式	入札日	契約締結日	契約相手方の名称	公告期間 (日数)	契約金額 (円, 税込み)	要因	対応策
1	令和2年度新聞記事のクリッピング等業務	一般競争入札	R2.5.28	R2.6.1	㈱エレクトロニック・ライブラリー	15	1,304,270	継続一者応札案件のため、前回、入札を辞退した業者からの聴取結果から、納入時間を延長する等の対策を講じた。他方、今回、入札を辞退した業者からは、コロナ禍で相手先の人員が少ない、入札までに仕様が満たすために必要な条件が整わない等を挙げていることから、新聞記事のクリッピングという性質上、著作権使用許諾を得なければ入札に参加できない業務であるところ、新聞社各社とのやり取りに時間が掛かるなどの事情により一者応札となったものと思われる。	著作権使用許諾の手続については、公正取引委員会では関与できず、新聞社各社とクリッピング業者とのやり取りになってしまう。このため、著作権許諾の関係では、業者側の準備期間を十分に確保する。
2	液晶モニター等の調達	一般競争入札	R3.1.19	R3.1.20	株式会社ゼック	28	6,113,514	入札を辞退した業者の多くは、仕様が満たす台数、部品の確保等納期までの納品が困難であることを理由として挙げている。よって、当該事情により一者応札となったものと想定される。	より多くの業者に応札してもらえよう、発注から納期までの期間を十分に確保したり、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛けする。
3	令和3年度新聞記事のクリッピング等業務	一般競争入札	R3.3.1	R3.4.1	㈱エレクトロニック・ライブラリー	32	1,184,964	入札を辞退した業者は、著作権許諾の締結を要因としており、そのうち1者は、依頼された第三者に許諾するものではないとの説明を受けたことを理由として挙げている。	著作権使用許諾の締結手続に十分と思われる期間を設けたにもかかわらず一者応札となった背景には、入札説明書の交付を受けた業者が極めて少なく、コロナ禍における業者の一時的事情による可能性があるところ、引き続き業者側の準備期間に配慮することとしたい。他方で、引き続き一者応札した案件のため、契約監視委員会の審査対象案件として改善に取り組む。